

また、国民年金(基礎年金)と厚生年金についていろいろな世代でスライドを考慮した計算を行うと、どの世代をみても、支払った保険料の、**厚生年金では2.3倍、国民年金(基礎年金)では1.7倍以上**の給付が受けられる計算となります。決して「払い損」ではありません。

世代ごとの給付と負担（保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの）

【厚生年金(基礎年金を含む)】

| | 1935年生 | 1945年生 | 1955年生 | 1965年生 | 1975年生 | 1985年生 | 1995年生 | 2005年生 |
|------|--------------------|--------------------|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保険料 | 670万円 | 1,100万円 | 1,600万円 | 2,200万円 | 2,800万円 | 3,300万円 | 3,700万円 | 4,100万円 |
| 年金給付 | 5,500万円 4,300万円 | 5,100万円 4,200万円 | 5,100万円 4,800万円 | 5,900万円 | 6,700万円 | 7,600万円 | 8,500万円 | 9,500万円 |
| 比率 | 8.3倍 6.4倍 | 4.6倍 3.8倍 | 3.2倍 3.0倍 | 2.7倍 | 2.4倍 | 2.3倍 | 2.3倍 | 2.3倍 |

【国民年金(基礎年金)】

| | 1935年生 | 1945年生 | 1955年生 | 1965年生 | 1975年生 | 1985年生 | 1995年生 | 2005年生 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保険料 | 230万円 | 390万円 | 600万円 | 830万円 | 1,000万円 | 1,200万円 | 1,400万円 | 1,600万円 |
| 年金給付 | 1,300万円 | 1,300万円 | 1,400万円 | 1,600万円 | 1,800万円 | 2,100万円 | 2,300万円 | 2,600万円 |
| 比率 | 5.8倍 | 3.4倍 | 2.3倍 | 1.9倍 | 1.8倍 | 1.7倍 | 1.7倍 | 1.7倍 |

※ 保険料および年金給付は、各世代が65歳になった時点の価格に賃金を基準に換算したものを物価上昇率で現在価値（平成16年度）に割り引いて表示したものです。【経済前提（2009年～）：賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%】

※ 【厚生年金（基礎年金を含む）】については、標準的な年金受給世帯における給付と負担を推計したものです。1935年生、1945年生、1955年生の方は、60歳台前半に特別支給の老齢厚生年金が支給されますので、年金給付の上段に特別支給分も含めた実際に受けられる年金額、下段に65歳以降に受けられる年金額を記載しています。

○ 年金制度における世代間の給付と負担の関係をみるときは、

- ① 都市化、核家族化による、「私的扶養」から年金制度を通じた社会的な扶養へ移行してきたこと
- ② 少子化と長寿化の進行により、現役世代の扶養負担が高まっていること
- ③ 生活水準が向上するにつれて、実質的に保険料を負担する能力が高くなってきたこと
- ④ 先世代の努力で整備されてきた教育や社会資本を、後世代は享受できることなど、長い年金制度の歴史の中での諸状況の変化を十分に考慮に入れて議論しなければ、歴史観のない議論になってしまいます。

したがって、年金制度における給付と負担の関係のみで世代間の公平・不公平を論じることはできないことに、十分留意することが必要です。